## ◇納付書について◇

●バーコードが印字されている納付書で納付してください。
　※納付のときに、支払手数料はかかりません。
　※従来どおり、町の窓口や金融機関でも納付できます。
●納付書はつづられていませんので、納付の際は納期の間違いがないよう十分ご注意ください。また、領収証書は大切に保管してください。
※おサイフケータイ等の電子マネーでのお支払いはできません。
　現金で納付してください。

町県民税（普通徴収）・固定資産税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付書

軽自動車税の納付書（ハガキタイプ）

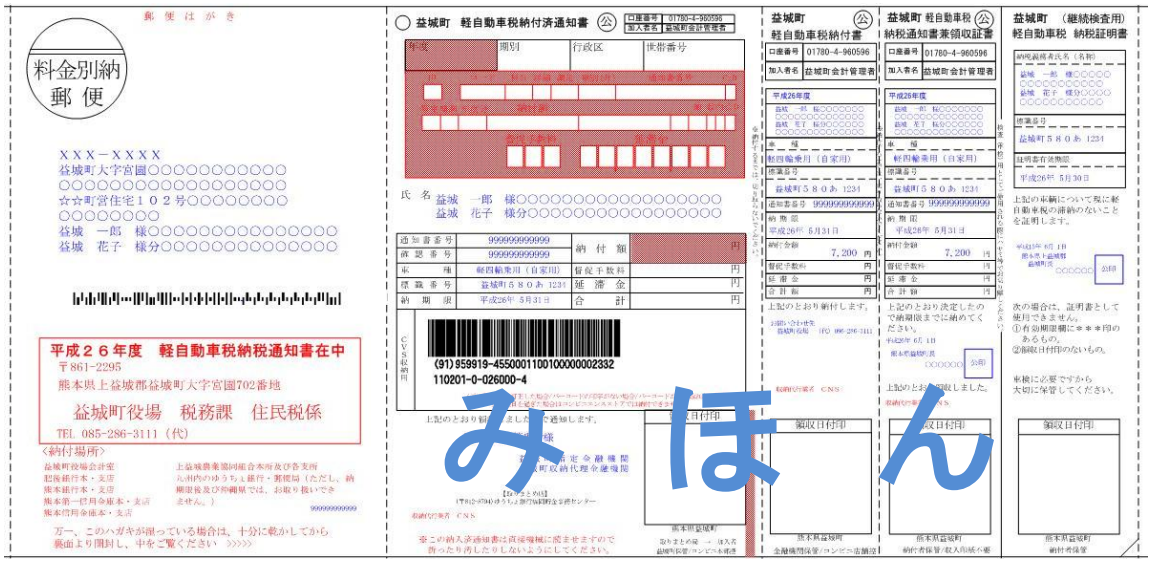


## ◇個人情報保護にも配慮します◇

●収納代行業者やコンビニエンスストア各社とも、個人情報保護に関する協定を締結しているため、安心してご利用できます。